

# 名古屋市青少年文化センター

NAGOYA CITY YOUTH CULTURAL CENTER

## ■施設利用料金

単位：円

施設名	面積 (㎡)	定員	区分		午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	1日
					9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 16:30	17:30 ～ 21:30	9:00 ～ 16:30	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30
11F ホール 大楽屋2室 小楽屋3室含む  舞台 間口 15m 奥行 12m 高さ 8.6m	1724	1階席 508席	芸術文化活動	平日	45,000	53,000	60,000	88,000	102,000	126,000 (101,000)
				土日祝	57,000	67,000	76,000	112,000	129,000	160,000 (128,000)
		計724席	芸術文化活動 以外	平日	54,000	63,000	72,000	105,000	122,000	151,000
				土日祝	68,000	79,000	91,000	132,000	153,000	190,000
9F リハーサル室	185	72名	芸術文化活動		3,400	4,000	4,500	6,700	7,700	9,500
			芸術文化活動以外		4,100	4,800	5,500	8,000	9,300	11,500
8F 第1練習室	71	35名	芸術文化活動		1,600	1,900	2,100	3,200	3,600	4,500
8F 第2練習室	70	37名	芸術文化活動以外		1,900	2,200	2,500	3,700	4,200	5,300
8F 第3練習室	85	45名								
7F 第1音楽練習室	38	10名	芸術文化活動		700	800	900	1,400	1,500	1,900
			芸術文化活動以外		800	900	1,100	1,500	1,800	2,200
8F 第2音楽練習室	19	6名	芸術文化活動		400	500	500	800	900	1,100
8F 第3音楽練習室	20	6名	芸術文化活動以外		500	600	700	1,000	1,200	1,400
7F 第1スタジオ	104	90名	芸術文化活動		4,300	5,000	5,700	8,400	9,600	12,000
			芸術文化活動以外		5,200	6,100	6,900	10,200	11,700	14,600
8F 第2スタジオ	51	20名	芸術文化活動		2,400	2,800	3,200	4,700	5,400	6,700
			芸術文化活動以外		2,900	3,400	3,900	5,700	6,600	8,200
8F 編集室	15	6名	芸術文化活動		500	600	700	1,000	1,200	1,400
			芸術文化活動以外		600	700	800	1,200	1,400	1,700
9F 第1研修室	35	20名	芸術文化活動		700	800	900	1,400	1,500	1,900
9F 第2研修室	48	20名	芸術文化活動以外		800	900	1,100	1,500	1,800	2,200
9F 第4研修室	35	15名								
9F 第5研修室	39	15名								
9F 第3研修室	71	46名	芸術文化活動		900	1,100	1,200	1,800	2,100	2,600
			芸術文化活動以外		1,100	1,300	1,500	2,200	2,500	3,100
8F ビデオルーム	20	24名	芸術文化活動		500	600	700	1,000	1,200	1,400
			芸術文化活動以外		600	700	800	1,200	1,400	1,700

- 1) ホールの催し物の入場料の最高額（当日券を含む）が5,001円以上となる場合等は、上記の利用料金の1.5倍額となります。またその他の施設についても、専ら営利を目的とする場合（社外等参加者あり）の利用料金は、上表の1.5倍額となります。
- 2) ( )内の金額は、2日以上連続でホールを使用する際、準備やリハーサルのための使用であれば使用期間の初日のみに適用される料金です。（公演がある場合は適用外）
- 3) 他に附属設備を使用されるときは、別途料金が必要です。また特別な設備を設けた場合には、電気料実費相当額が加算されます。
- 4) 青少年のうち学校教育法に定める学校に就学している児童・生徒・学生が、芸術文化活動のため自ら企画・主催しホールを使用する場合で、かつ入場料が1,000円以下の公演を行う場合は、証明書類の提出によりホールの利用料金が減額されます。
- 5) 許可された「使用時間」には、準備や後片付けなどに要する時間を全て含みます。時間内にすべて終了するようにご利用ください。（すべて終了とは、舞台撤去、搬出等が完了して、退館いただくまでです。）
- 6) ホール等の使用の場合、後かたづけなどで21時30分を超え超過利用（有料）を認める場合があります。
- 7) 各施設の設備を使用される場合、セッティング、片付け及び操作は施設使用者をお願いします。
- 8) スタジオ及び編集室の設備使用には、各機器に対する知識、操作方法に対する知識が必要です。当センターからは操作係員は付きませんので、施設使用者の方でご手配ください。
- 9) 青少年団体が、芸術文化活動の練習で第1スタジオを使用する場合は「青割」の対象となり、原則、使用日から2か月以内の申込みに関し第1スタジオの利用料金が減額されます（一部対象外となる場合がございます）。
- 10) 感染症の拡大などにより、半数でのご利用等、利用条件が変更となる場合がございます。